

協会けんぽの電子申請について

令和8年1月13日より、加入者の皆様の利便性向上及び協会けんぽにおける業務効率化のため、各種申請手続きの電子申請サービスが開始されます。

電子申請の利用方法

利用対象者	被保険者、被扶養者（一部申請に限る）、社会保険労務士（保健事業は除く） ※被保険者と被扶養者は、マイナンバーカードで本人確認を行うため、マイナンバーカード所持者が利用可能。 ※社会保険労務士は、事前にユーザーID/パスワードを取得することで利用可能。 ※社会保険労務士は、申請の際は申請者の委任状が必要。
利用可能時間	平日8時～21時 ※土日祝日および年末年始（12/29～1/3）を除く
申請の流れ（概要）	①「協会ホームページ」または「けんぽアプリ」から電子申請サイトにログイン。 ②希望する申請書を選択し、マイナンバーカードを利用（被保険者および被扶養者）して協会けんぽの資格情報を取得。 ③申請情報を入力して必要な添付書類を電子ファイルでアップロード。 ④申請完了。給付金等については「受付」「審査中」「審査完了」「返戻」など、審査状況が確認可能。

電子申請サービスにより ほぼ全ての申請書がオンラインで申請可能です。

<適用・給付関連申請書>	<保健関連申請書>
<ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金支給申請書 出産手当金支給申請書 出産育児一時金支給申請書 出産育児一時金内払金支払依頼書 埋葬料（費）支給申請書 療養費支給申請書（立替払等） 療養費支給申請書（治療用装具） 高額療養費支給申請書 任意継続被保険者資格取得申出書 任意継続被保険者資格喪失申出書 限度額適用認定申請書 限度額適用・標準負担額減額認定申請書 任意継続被保険者資格取得申出・保険料納付遅延理由申出書 任意継続被保険者氏名・生年月日・性別・住所・電話番号変更（訂正）届 任意継続被保険者被扶養者（異動）届 任意継続被扶養者変更（訂正）届 高齢受給者証再交付申請書 特定疾病療養受療証交付申請書 高齢受給者基準収入額適用申請書（新規判定用） 高齢受給者基準収入額適用申請書（定期判定用） 海外療養費支給申請書 高額医療費貸付金貸付申込書 出産費貸付金貸付申込書 移送費支給申請書 高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書 年間の高額療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書 健康保険法第118条第1項該当・非該当届 資格確認書交付申請書 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査受診券（セット券）申請書 特定保健指導利用券申請書

※申請書により申請書情報の入力・添付書類の登録方法が異なります。

これまで通り、金原事務所でも提出代行いたします

令和八年一月発行
一月号
発行所
社会保険労務士法人
長崎市興善町四番二号
TEL(0958)333-8790
FAX(0958)333-8790
原
金原ビル所
番

所報 かなはら 令和8年 1月 社会保険労務士法人 金原事務所



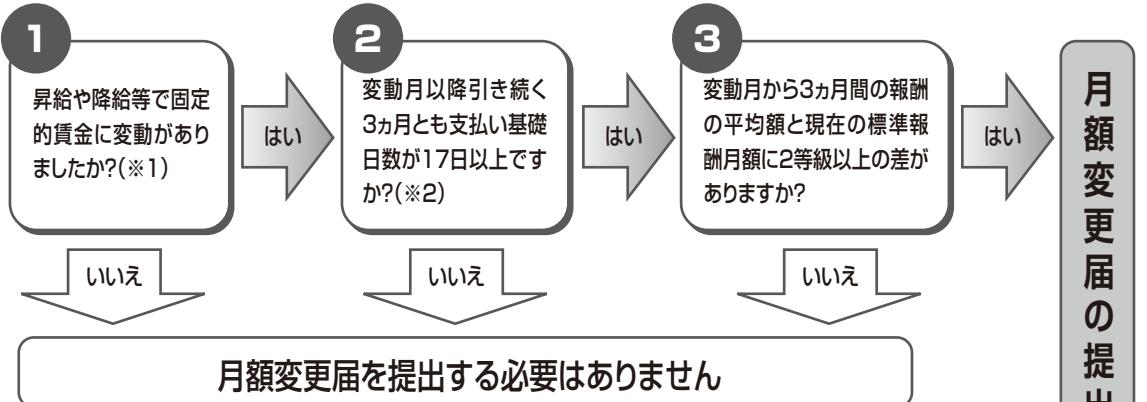
旧年中は、大変お世話になりました。
本年も、よろしくお願い申し上げます。

要確認！社会保険料の随時改定に該当しませんか？

令和7年12月1日の最低賃金引上げに伴い、賃金の改定を行った事業所は、社会保険料の随時改定に該当する可能性があります。

随時改定の要件に該当する場合は月額変更届を提出します。
簡単にいうと下の図のようなフローとなります。

「月額変更届」による随時改定は、次の3つの条件を全て満たしたときに行います。



（※1）固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいます。その変動には、次のような場合が考えられます。

- 昇給（ベースアップ）、降給（ベースダウン）
- 給与体系の変更（日給から月給への変更等）
- 日給や時間給の基礎単価（日当、単価）の変更
- 請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- 住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更

（※2）特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日以上



随時改定に該当するかは、金原事務所にお問い合わせください。

建設業の事業主の皆さんへ

～所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

➤ 原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。（<参考>を参照）

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（*）や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（*）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。

※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。

② 適用単位（事業場）は、原則、当該建設事業場（事業主）の事務所所在地となります。

※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。

③ 適用業種については主たる業態により判断されます。

④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。

※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出面等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務で負傷（疾病含む）した場合は事務所等労災の保険関係で労災請求してください。

◆ 成立手続 と 保険給付に関して…

- 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合（又は行う見込みがある場合）で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。
- 未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができます。
- 成立手続又は保険給付に関しては、金原事務所へご相談ください。

＜参考＞

有期事業と事務所等（継続事業）の労働保険料の労災保険分の区分例

- ① 元請A社の工事現場にかかる業務（注）を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。（ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く）

（注）なお、「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。

- ② C社労働者が特定の工事現場に付随しないC社内の倉庫整理を行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。（ただし、事業として行っている場合は除く）

- ⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業（工期の定めはなし）を他の業務の合間に利用して行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。（「建設の態様」となる業務であっても工期の定めがない場合等は「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。）

＜建設業の事業主の皆さんへのお願い＞

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

➤ 労働保険の年度更新では、

- ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係（労災）
- イ 特定の工事現場に付隨しない業務については「事務所等労災」（継続事業）の保険関係（労災）
- ウ 所属労働者の雇用保険

以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。

➤ 下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合（疾病含む）は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。

※ご不明点があれば、金原事務所へお問い合わせください。